自然災害発生時における業務継続計画

法人名	アムノスの会	種別	特別養護老人ホーム
代表者	松村 紘一		
所在地	〒395-0151 長野県飯田市北方 2688-2	電話番号	0265–25–3590

目次

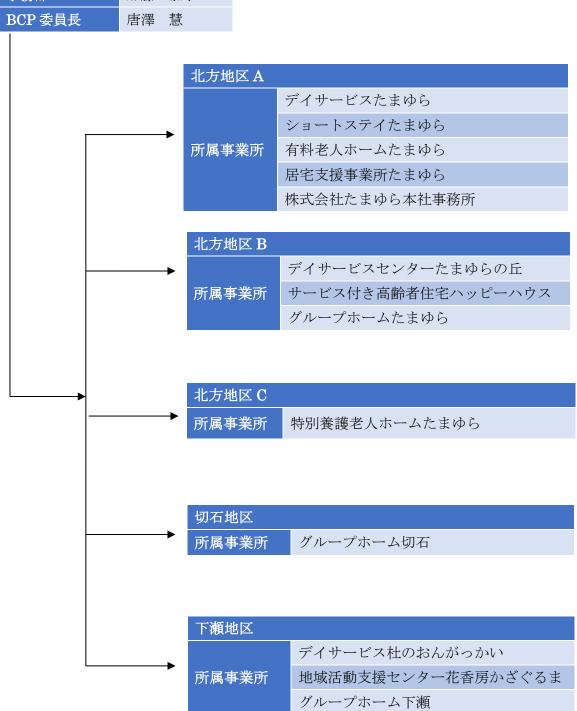
第1	章 総論	1
1	基本方針	1
2	推進体制	1
3	リスクの把握	2
4	優先事業・業務の選定	4
5	研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し	6
第2	章 平常時の対応	. 7
1	被災時の想定	7
2	建物・設備の安全対策	7
3	電気が止まった場合の対策	7
4	ガスが止まった場合の対策	7
5	水道が止まった場合の対策	8
6	通信が麻痺した場合の対	8
7	システムが停止した場合の対策	8
8	衛生面(トイレ等)の対策	9
9	必要品の備蓄	9
第3	章 緊急時の対応	1 2
1	B C P 発動基準	1 2
2	行動基準	1 2
3	対応体制	1 3
4	対応拠点	1 4
5	安否確認	1 4
6	職員の参集基準	1 4
7	施設内外での避難場所・避難方法	1 5
8	重要業務の継続	1 6
9	職員の管理	1 7
10) 復旧対応	1 7
第4	章 他施設との連携	1 9
1	連携体制の構築	1 9
2	連携対応	1 9

巻末資料

- ・ハザードマップ
- ・職員地図
- 災害時組織図
- 施設内非常設備
- ・発電機当取り扱い説明書

防災体制組織図

災害対策本部		
本部長	松村 紘一	
可少女	久保田 忠士	
副本部長	田中 光子	
事務部	加藤 恭子	
BCP 委員長	唐澤 慧	



第1章 総論

1. 基本方針

昨今の突発的に発生する大規模な自然災害、新型コロナウィルスに代表される感染症の感染拡大による社会活動への影響が危ぶまれる中、その様々な事象に対応し、被害を最小限に抑えて、事業を中断することなく継続していくため、事業継続計画(以下 BCP)を策定するものである。

(1)目的

BCP とは災害ごとに対応する防災計画を内包するものであり、単に被災時に利用者様や職員の安全、物的被害の軽減を目的とするだけでなく、災害発生時に被害を最小限にとどめながら法人として事業をいかに早期復旧し継続していくかといった社会的責任について策定するものであり、基本方針は以下の通りである。

①利用者・職員の安全確保

利用者・職員の生命・生活を維持するために、通常時に実施しているサービスの中でも生命・ 生活に直結する業務を中心に継続し、その他の事業は停止、縮小する。

②サービスの継続

災害発生時において、早期の復旧をはかるため、優先業務を実施する体制と対策を事前に定めて、業務を継続へ万全を期す。被災時、ライフラインの断絶、支援がこないといった発生直後 の混乱している時期を乗り切る初動体制を整備する。

③地域との連携

介護・福祉事業という性質上、地域との連携は必要不可欠であり、被災時連携することで被害 の減少につながる。地域に要支援者がいた場合の動き、立場を明確にし、実施する。

2. BCP 推進体制

(1) 平常時における BCP 推進体制

- ア) 各施設の責任者をもって構成する「BCP 委員会」を設置する。
- イ)委員会は下記の業務を行う。
 - ・BCP 委員会は、BCP の策定及び職員への研修計画の実施状況の把握並びに BCP の見直しを行うため、研修実施後に会議を開催する。
 - ・BCPに関する職員への研修・訓練を必要に応じて実施する。

主な役割	部署・役職	氏名	所属
推進責任者	代表取締役会長	松村 紘一	本部事務所
推進副責任者	代表取締役社長	久保田 忠士	本部事務所
	営業部長	田中 光子	本部事務所
BCP 委員長		唐澤 慧	有料老人ホームたまゆら
BCP 委員	各事業所より1名選出		

(2) 各担当の役割

ア) 推進責任者 … BCP の職員に対する意識づけの指導及び総括

イ) 推進副責任者 … 責任者の補佐、教育訓練・研修等の責任者

ウ) 推進員 … 年2回の防災訓練時における BCP 教育の実施責任者

(3) 研修計画と実施内容

内容	項目	内容と習得目標	対象者	時期
研修	想定される災害につ	被害想定とリスクの把握	初任者・異動者	各事業所配属時
	いて	災害知識の習得		
研修	事業継続計画の研修	職員の行動優先基準の把握	初任者・異動者	各事業所配属時
訓練	防災訓練	消防・防災・避難確保計画に基づ	全員	年2回
		いた防災訓練		平乙四
訓練	事業継続計画の実施	貯水槽や発動機等の実施訓練	各担当者	
	事業極続計画の美施 訓練	緊急時の対応に沿った机上での	全員	毎年9月
	可用外	想定訓練を実施する		
研修	事業継続計画の研修	課題の検討、BCP の見直し	全員	毎年 10 月

3. リスクの把握

(1) ハザードマップの確認

巻末に添付する。

(2)被災想定

想定活動断層:伊那谷断層帯(主部)

上伊那郡辰野町から下伊那郡平谷村にかけて伸びる全長 79km に及ぶ断層帯であり(※ 1)、 1 つの区間として活動した場合、マグニチュード 8.0、震度 $5\sim6$ 強の地震が発生すると予想されている。活動間隔は 5200 年 ~6400 年。また、伊那谷断層帯(南東部)も存在しており、活動した場合マグニチュード 7.3 程度の地震が発生すると想定されている。活動期間は不明。本計画は伊那谷断層帯(主部)を想定する。

飯田市地域防災計画 https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/35/local-disaster-prevention-plan-2020.html より参照

- ①想定震度 伊那谷断層帯 (主部) 地震 (直下型地震) マグニチュード 8.0 程度
- ②土砂災害 土砂災害警戒区域(土石流)内
- ③建物被害 全壊・焼失 2,880 戸

半壊 9,190 戸

④人的被害 死者 140人

負傷者 1,700 人

重傷者 940 人

避難者 22,740 人

⑤上下水道断水人口 96,360 人

④停電戸数 45,970 戸

(3) 本地区で想定される被害と対応

項目	想定被害	対応策
電気	停電	自動起動式発電機(100V)
		井水を自家発電設備により加圧・利用(飲水・生活水)
水道	上下水道ともに断水	貯水している井水を自家発電により加圧・利用。
		排水は貯留槽に流入開始
ガス	三谷が投たとり休田で司	復帰操作により復旧、もしくはカセットコンロにて対
<i>N</i> ^	配管破損により使用不可	応
通信	携帯端末の通信制限	災害伝言ダイヤル、掲示板を利用
食事	停電・断水	井水、コンロ、備蓄食にて対応
利用者	帰宅困難者発生	施設の備品・備蓄食にて宿泊対応(ショート)

(4) 資金手当て

- ・手元資金として本社事務所に現金を保管する。
- ・現在地震保険等、被災時に対応した保険に加入していない。

(5)情報発信

災害による被害の状況や復旧の進行度合いなどは、ホームページ等を利用して情報発信を 行う。公表のタイミングや範囲、内容、方法などについては社会情勢を考慮し慎重に精査する こと。

4. 優先事業・業務の選定

(1)優先する事業

<優先する事業>

(ア) 短期入所事業、入所事業

<当座停止する事業>

(ア) 短期入所事業 (受け入れ)

(2)優先する業務

優先業務を選定するにあたり、本法人にて行われている業務を以下の通り分類する。

- (ア) 事業部門(入所事業、短期入所事業共通)
 - A 直接生活介助
 - B 間接生活介助
 - C 機能訓練関連行為
 - D 医療関連行為
 - E その他
- (イ) 管理部門
 - A 管理業務
 - B 経理業務
 - C 施設管理業務

(3) 各業務の対応内容

ア. 事業部門

	· #3	対象業務	業務対応	業務内容
⊳		食事・補水	継続	通常通り実施
直接生活介助	基本介助	排泄	継続	基本的に通常通り実施 参集人員によりおむつ、陰部洗浄を行わない等の簡易対 応
勤		入浴	縮小	入浴は実施せず清拭で代替
	保清	保清	縮小	口腔ケアのみ実施
	介助	更衣	縮小	更衣は汚れの状況に実施し簡易化
	移動介	離床・移動	縮小	体位変換は通常通り実施 離床・移動介助は参集状況に応じ回数を減らす
	介助	徘徊対応	継続	利用者の安全確保の為、通常通り実施
	補	巡回	継続	原則実施
	助	送迎	縮小	道路状況を勘案し、短期入所利用者の帰宅を支援
B 間	基本介助	調理	縮小	職員数により備蓄で対応出来るものを活用する 刻み食・流動食は通常通り対応
生	施	洗濯 休止		実施しない
間接生活介助	施設内保清	シーツ交換	縮小	汚れた場合のみ対応 平時よりも業務を簡素化する
	清	施設内清掃	縮小	トイレ掃除等、衛生上必要個所に限定して実施
	健	バイタル	継続	通常通り実施
	健康管理	栄養管理	縮小	参集職員の状況により対応
	理	相談・助言	休止	実施しない
C 機	訓練	・リハビリ	休止	実施しない
能訓練	マツ、	サージ	休止	実施しない
D	与薬		継続	利用者の生命・生活に直結するため最優先で実施
医			継続	医療行為に当たらない部分を介護職が対応し、看護職の
療	経管	栄養	継続	負担を軽減する
日そ	衛生	感染症対策	縮小	清掃を休止するため最低限の消毒薬による手指消毒、感 染源の消毒を実施
の他	衛生管理	レクリエーシ ョン	休止	実施しない

イ. 管理部門

\triangleright	ケア	プラン作成	休止	実施しない
管理業務		書類管理 システム管理	縮小	重要情報の漏洩、破損、紛失の有無の確認・対応のみ実施 (紙媒体においても同様) 管理者の判断で重要とされるものに関してバックアップ や重要書類の持ち出しを行う
	問い	合わせ対応	継続	利用者家族、行政、関係団体、自治体からの問い合わせが 予想されるため優先実施
В	介護	保険請求		
経理業務	2 給与計算			
務	納入業者支払い			
C	設	電気設備		自家発電設備の保守・点検
施	備の	上下水設備		自然落差用バルブの解放及び保守・点検
設管	保守	ガス設備	継続	プロパンガスの使用可否の確認、保守・点検
施設管理業務	点	貯留槽		緊急時流入用の貯留槽の保守・点検・管理
務	検	医療設備		医療機器の使用可否の確認、保守・点検
	備品等	等の在庫管理	継続	設備備品等の在庫管理・配布、援助物資の管理
	修繕	• 改修業務	休止	実施しない

5. 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

(1)研修・訓練の実施

「第3章 緊急時の対応」に沿って、訓練を実施する。

年2回実施が求められている防災訓練及び避難訓練に合わせて、年1回は研修を実施し、 同じく訓練を実施する。

(2) BCPの検証・見直し

BCP は、年1回の研修及び訓練の実施後、BCP 委員会で協議、検討、見直しを行う。 見直した BCP は、推進責任者の決済を経て職員に周知する。

委員会は職員から BCP について改善すべき事項について意見を聞くこととし、その内容 を BCP 委員会の議論に反映する。検討・見直しを行った BCP については以下の更新履歴に 記載する。

≪BCP 更新履歴≫

更新日	更新内容	更新者

第2章 平常時の対応

1. 被災時の想定

入所者、 Aユニット 10 名・Bユニット 10 名・Cユニット 9 名・ショート利用者 9 名の合計 38 名、ABユニットに職員 1 名・C Sユニットに職員 1 名・他職員 1 名、合わせて 41 名を想定とする。

2. 建物・設備の安全対策

(1) 人が常駐する場所の耐震措置

平成15年創設以降に建設された施設の為、現在の耐震基準を満たしている。

(2) 設備の耐震措置

- ア) 居室、食堂、事務所等、入所者や利用者、職員が利用するスペースでは設備や什器類に転倒、転落、破損等の防止措置を講じる。
- イ)日ごろから整理整頓を心掛け、高所に物を置く、積み上げる等の転落のリスクがある状況 を作り出さない。
- ウ)消火器等の設備点検及び設置場所の確認を定期的に行う。
- エ)ガラス窓飛散を防止するため飛散防止フィルムを貼る。

(3) 風水害対策

- ア)本事業所は土砂災害警戒区域に属するため、定期的に周囲の状況を確認・把握を行う。
- イ)外壁のひび割れや破損個所、周囲に倒れそうな樹木がないか定期的に確認する。
- ウ) 避難経路や避難箇所、避難の際の役割等、年2回の防災訓練の際に確認する。
- エ) 暴風による危険性がある個所について確認し、定期的に点検を行う。
- オ) ガラス飛散防止シートを貼る。

3. 電気が止まった場合の対策

0. 电机机 型 8. 对 1C 测 1 3 /1 /1	0. 电水 エよっに物目の水水			
アムノス				
1) 医療機器:喀痰吸引器	①自動起動式発電機(100V)			
0) 桂知桃明,冷冷桃明 DC	①モバイルバッテリー (発電機により充電)			
2)情報機器:通信機器、PC	②ラジオ(乾電池使用)			
2) 吸明機型,吸用 横山電灯炉	①自家発電による非常灯使用			
3)照明機器:照明、懐中電灯等	②懐中電灯(乾電池使用)			
4) 調理機器: IH コンロ	①カセットコンロ (1台)			
5) 冷暖房機器:食堂設置暖房機器	①防寒具(利用者所持物品)			
6)生活家電:冷蔵庫	必要最低限の使用は可			

※補足…軽油 400で約 20 時間自家発電機使用可。

4. ガスが尽きた際の対策

アムノス

本事業所でガスを使う設備は給湯設備のみである。発災時、入浴業務は休止するため給湯設備は稼働しない。そのため、ガスが尽きた際の代替策は講じない。

5. 水道が止まった場合の対策

- (1) 飲料水
 - ア) 敷地内に市水を常に 10 t 貯水出来るタンクを設置、使用している。発災時、市水が断水しても貯水分を自家発電(100V)で加圧することで通常通り使用可能であるため、代替策は講じない。
 - イ) 水道管が損壊し給水が困難な場合、貯水タンクより職員が汲み上げウォータータンク (200) に溜め使用する。
 - ウ)調理用、飲用として1人30/日を基準とし、3日間で利用者・職員が利用するための 使用量を下記の通り設定する。

事業所名	想定人数	想定必要量(人数×3ℓ×3日)	
7117	利用者: 38名	900 0	
アムノス	職 員: 3名	369 ℓ	

- (2) 生活用水 (主にトイレ排水として使用)
 - ア) 敷地内に常時約 10 t の井水を備蓄している貯水タンクが設置されており発災の際には 生活用水としてする。

6. 通信が麻痺した場合の対策

(1) 固定電話

自家発電により、使用可能。ただし、電話線の如何による。

(2) 携帯端末 (スマートフォン、タブレット)

各携帯端末の基地局が機能していれば使用が可能。被災時なので回線が逼迫し通信制限が行われている可能性が高いため、災害用伝言ダイヤル等(Web171、ライン災害掲示板)を活用し連絡を取り合う。モバイルバッテリーを使用し充電を行う。

7. システムが停止した場合の対策

(1) パソコン

停電した場合はモバイルバッテリー(自家発電機により充電)により復旧可能。グループホームについては非常用発電機により通常の使用が可能。一方、落雷や故障など予期せぬトラブルによりデータが喪失してしまう可能性がある為、本社ファイルサーバ(アドレス192.168.0.254内の下瀬フォルダ)やOneDrive(オンライン上のストレージサービス)に定期的にバックアップをする、手書きによる日常書類の作成、データの分散保管を行いリスクの分散に努める。

8. 衛生面 (トイレ等) の対策

(1) トイレ対策

ア)発災時、上水道が断水する可能性が高く、トイレのタンクに水が貯められなくなるため 使用が出来なくなる。ただし、確保していた生活用水は特に大便を流すことに優先して使用す ることで利用が可能。

イ)生活用水が尽きた際には、簡易トイレをトイレ・ポータブルトイレに設置し、都度、消 臭固形剤を使用して、燃えるゴミとして破棄する。

(2) 汚物対策

排泄物は消臭固形剤を使用し固形化させる。使用済みのパット等の排泄物と共にビニール袋に入れ密閉しトイレ内のゴミ箱(米袋)へ廃棄する。ゴミ箱が一杯になり次第、米袋を密閉し倉庫に保管し、燃えるごみとして廃棄する。倉庫の許容量を超えた場合、アムノス職員駐車場横の借地へ運搬し、一時的に保管する。

9. 必要品の備蓄

飲食料、医療関係、備品の備蓄は被災後72時間を想定し計画する。

第3章 緊急時の対応

1. BCP発動基準

災害に関する情報源、地震、風水害による発動の基準は以下の通りとする。

- (1) 災害に関する情報源
 - ア) 緊急地震速報
 - イ) テレビ、ラジオ、インターネット
 - ウ) 飯田市危機管理室 (TEL: 0265-22-4511)
 - 工) 飯田市広域消防本部(TEL: 0265-23-0119)
 - (2) 地震による BCP 発動基準
 - ア) 飯田市周辺において、震度 6 以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱等を総合的に勘 案し、管理者が必要と判断した場合。
 - イ)地震により建物の一部倒壊、生活インフラの停止、通信手段の途絶、道路の寸断等による 孤立等により通常の業務が継続困難な状況にある場合。
- (3) 風水害による BCP 発動基準
 - ア)大雨特別警報(土砂災害)が発表され、被災状況や社会的混乱等を総合的に勘案し、管理者が必要と判断した場合。
 - イ) 風水害により建物の一部倒壊、生活インフラの停止、通信手段の途絶、道路の寸断等による孤立等により通常の業務が継続困難な状況の場合。

管理者	代理者
代表取締役会長	代表取締役社長

2. 行動基準

被災時における個人の行動基準は以下の通りとする。

(1) 自身及び利用者(在宅時は自身の家族)の安全確保

命を守る行動を最優先とし、被災状況を判断し必要に応じて避難行動、安全の確保を行う。

(2) 二次災害への対策 (火災や建物の倒壊など)

被災直後、利用者の多くは不穏状態に陥り、様々な二次災害のリスクが高まることが予想される。安全確保がされた後、利用者の不穏解消を優先対応とし、並行して火災や建物の倒壊の危険性が無いか点検を行い、対応可能な消火・修繕活動、危険個所は立ち入り禁止等の措置を講ずる。

(3)業務維持に係る選定

職員の安否確認と行うとともに、出勤可能な職員を把握し職員数に応じた優先業務の選定を行う。また被災状況に応じて優先事業の選定も行う。

- (4) 法人内施設間の連携と外部機関との連携
 - ア) 法人内施設間の連携は通信手段の制限下であると想定されるため、災害伝言ダイヤル、掲示板を活用し行うこととする。優先事業の選定で休止になった事業所の職員は参集基準に従い他事業所で業務を行う。
 - イ)外部機関と連携を図り人的及び物的な支援を要請する。
 - (ア) 飯田市災害対策本部 (TEL: 0265-22-4511)

- (イ) 飯田市広域消防本部 (TEL: 0265-23-0119)
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部 (飯田市災害対策本部を通じて支援要請)

(5)情報発信

- ア)利用者の安否情報は家族へ速やかに行う。また、災害復旧が長期間に及ぶ場合は定期的に 情報発信を行う。
- イ)施設や事業所の被災状況をホームページ等で発信する。公表の時期や範囲、内容、方法については社会情勢、周辺状況等を踏まえ検討をする。

3. 対応体制

被災時における対応体制は以下の通りとする。なお、消防計画・地震防災規定に沿う。

活動班	活動内容	担当者
地震防災活動班	地震災害応急対策の実施全般について一切の指揮を行う。	防災計画に準ずる
通報班	①発災時、消防署等行政へ通報を行う。	II.
	②行政と連絡をとり、正確な情報の入手に努めるとともに適切	
	な指示を仰ぎ、管理者に報告する。また災害掲示板を活用	
	し施設内の職員で情報を共有する。	
	③利用者家族へ状況等を連絡する。	
消火班	地震発生直後は直ちに火元の点検、ガス漏れの有無などの	"
	確認を行い、発火の防止に万全を期すとともに発火の際に	
	は消火活動に努める。	
非難誘導班	利用者の安全確認、施設設備の損傷の有無を確認し報告す	IJ
	る。管理者の指示があれば利用者の避難誘導を行う。	
搬出班	①避難誘導完了後に非常持ち出し品を搬出する。	"
	②BCP 発動時の備品についての管理を行う。	
救護班	負傷者の救出、応急手当及び病院等への搬送を行う。	"
地域班	地元自治会や消防分団と連携し、消火活動の体制構築や受	<i>II</i>
	け入れ対応を行う。	

4. 対応拠点

緊急時の対応拠点は以下の通りとする。

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
アムノス事務所	地域交流センター	カフェたまゆら

5. 安否確認

(1) 利用者の安否確認

- ア) 利用者の安否確認は安否確認シートを使用し、施設長に報告する。
- イ)施設内を巡回し入所者の安否を直接確認する。
- ウ) 負傷者がいる場合、応急処置を行い、場合によって可能ならば医療機関へ搬送する。
- エ) 医療機関への搬送は道路状況等を勘案し、救急車を要請もしくは搬送を職員が行う。
- オ) 医療機関への搬送は各事業所の業務継続計画に従って行う。

(2)職員の安否確認

- ア) 施設長が確認する。施設長は理事長へ報告する。
- イ) 自宅等で被災した場合、①電話、②メール(把握できているか)、③災害用伝言ダイヤル・ 災害用伝言掲示板、の順で施設長に安否を報告する。
- ウ)報告事項は、自身・家族が無事であるか、避難の要否、出勤可否とする。

6. 職員の参集基準

発災時、業務を継続するために必要最低限な職員数を以下のように設定する。

事業所名	必要人数	優先参集職員
特別養護老人ホームたまゆら	最低4名	管理者、看護職員、ユニットリーダー他

この最低限の職員数を確保するために下記の参集基準を設ける。なお、発災時勤務していた 職員は事業所の立地上、帰宅困難となることが予想されるため継続して勤務することとする。

- (1) 震度6以上の地震が発生した際、下記の条件が満たされた場合に順次各事業所へ参集する。
 - ア) 自身の安全が確保されている
 - イ) 自身の家族の安全が確保されている
 - ウ) 自宅の安全が確認される、もしくは避難場所への避難が完了する
- (2) 発災時は交通網の混乱や寸断が予想されるため移動は原則徒歩とし、移動時の危険性も踏ま え各事業所より徒歩1時間圏内の職員を参集対象とする。(徒歩は 2.5 キロメートル毎時と考 える。) 道路が利用可能であれば車での参集も可とする。
- (3) 上記(1)(2) が満たされない場合、参集は行わないこととする。
- (4) BCP 発動による業務継続に対応するため上記にある優先参集職員は参集基準 (1) ア、イが満たされた時点で参集する。

7. 施設内外での避難場所・避難方法

(1) 施設内の避難

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	各ユニットリビング	居室
避難方法	・各居室の利用者へ避難場所を伝える。	・原則第1避難場所と同じ対応を行う。
	・誘導の優先は不穏時の移動リスクから	・職員は誘導1名、巡回1名の最低2名
	①一部歩行介助②歩行介助なし③車いす	で対応する。
	とする。	・夜間発災時は夜勤者のみの対応となる
	・職員は誘導1名、避難場所の安全確保、	ため居室避難対応とし、巡回を行う。
	不穏状態への対応1名の2名体制で行う。	
	・誘導の際、廊下・天井に危険が無いか留	
	意する。	

(2) 施設外の避難

ア)施設外へ避難する場合の避難場所、避難方法はアムノス 消防計画・地震防災規定に従う。

イ) 施設外避難の判断基準

① 地震による施設外への避難

- ・飯田市より避難指示が出されたとき
- 建物が倒壊しそうなとき
- ・周辺で火災が発生し、施設に延焼の危険性があるとき
- ・土砂崩れ等の危険があるとき
- ・施設長が危険と判断したとき

② 風水害による施設外への避難

- ・飯田市より高齢者等避難が出されたとき
- ・建物が倒壊しそうなとき
- ・豪雨等による周辺傾斜地の異常(湧き水、音、落石)を発見したとき
- ・施設長が危険と判断したとき

8. 重要業務の継続

被災時はインフラの停止、職員の不足等の理由から、業務量の増大が予想される。そのため 平常時の対応で選定した優先業務の中から特に利用者の生命に直結する業務を重要業務と位 置づけ各業務の継続、縮小、休止を記載する。また被災後、時間経過とともに職員数、業務の 重要度も変わっていくため下記では時間経過、職員出勤率(出勤可能な職員の比率)、ライフラ インの有無を考慮し時系列で記載する。特別養護老人ホームたまゆらでは発災を夜勤帯として 優先業務を決定する。

	時間経	過	発災直後	発災6時間後	発災1日後	発災3日後	発災4日後	発災7日後
	出勤	率	22% (3名)	30% (7名)	52% (12名)	65% (15名)	78% (18名)	100% (23名)
	在庫	<u>.</u> E	100%	85%	70%	20%	10%	在庫回復
ラ	1	建 気		自動起動	力式発電機		復旧見込	復旧
ライフライ	-	水道		備蓄飲料水	、 備蓄用水		復旧見込	復旧
ン	-	交通	通行止め	緊急車	両優先	通行制限	復旧見込	復旧
	業務基	準	安全確保のみ	安全と生命 を守る業務	簡易な食事 排泄中心	ほぼ通常業務	ほぼ通常業務通常業務	
A 直	基本介	食事・ 補水	休止・補水のみ実施			必要な利用者に介助実施		
接生	助	排泄						
直接生活介助		入浴	休止(失禁は清拭対応)		適宜清	拭実施	状況に応じ 通常実施	通常実施
	保清	保清	休止		口腔ケア	のみ実施	順次再開	通常実施
	清介助	更衣	休止		汚れが酷いな	場合のみ実施	状況に応じ 通常実施	通常実施
	移動介助	離床 • 移動		通常通り実施				
	助	徘徊対応	通常通り実施					
	補助	巡回	通常通り実施					
B 間	基本介助	調理	休	it.	備蓄食	の提供	状況に応じ 実施	通常実施
生	施設	洗濯	休止		必要最	低限	通常実施	
間接生活介助	設 内 保 清	シーツ 交換		休止		必要最	低限	通常実施

		施設内 清掃	休止		必要最	低限	通常実施
		バイ タル	通常通り実施				
	健康管理	栄養 管理	休止	休止参集状況に		応じ実施	通常実施
	7	相談• 助言		休止			通常実施
D	-	与薬	通常通り実施				
医療	吸引	・吸痰	通常通り実施		通り実施		
療	経	管栄養	通常通り実施		通り実施		
臣そ	衛生管理	感染症 対策	手指消毒のみ実施		通常通	り実施	
その他	理	レクリ エーシ ョン	状況に応じ 休止 実施		通常実施		

9. 職員の管理

(1) 休憩・宿泊場所

以下のように休憩・宿泊場所を設定する。

第一候補	第二候補	第三候補
各ユニット休憩室	交流棟	カフェたまゆら

(2) 勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の 人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して事業所ごとシフトを作成する ものとする。

10. 復旧対応

(1)破損個所の確認

災害直後にチェックリストに従い施設内外や設備等の破損の有無を確認し、発見した場合は写真を撮り記録するとともに速やかに業者へ修繕の依頼を行う。特にライフラインに関係する設備は優先して復旧を行う。

(2) 業者連絡先一覧の整備

施設設備の復旧に関わる業者連絡先は以下の通りとする。

業者名	連絡先	業務内容
伊賀良建設	0265-25-7320	補充建物・設備の復旧
サニクリーン 飯田	0265-25-9175	備品の補充
サンリン 飯田	0265-22-6202	設備の復旧
土屋電気工事	0265-25-7410	電気設備の復旧
三笠設備	0265-26-9340	設備の復旧
リコージャパン	0265-28-2380	情報機器の復旧
飯田工業	0568-75-5321	給排水設備の復旧
NTT 東日本長野 飯田	0265-24-3132	情報機器の復旧
第一公害プラント株式会社	0265-23-1121	合併浄化槽の復旧
ジャーナル商事	0265-23-0353	廃棄物の処理

(3)情報発信

災害による被害の状況や復旧の進行度合いなどは、ホームページ等を利用して情報発信を 行う。公表のタイミングや範囲、内容、方法などについては社会情勢を考慮し慎重に精査す ること。

第4章 他事業所(法人内)との連携

- 1. 連携体制の構築
- (1)連携先

①たまゆら本部事業所

(2)連携内容

緊急時における

- ①職員の相互支援
- ②利用者の避難先の提供
- ③利用者情報の共有(特記事項について)
- ④備蓄品の相互支援

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先
たまゆら本部	0265-28-2885

【連携関係のある医療機関(協力医療機関等)】

医療機関名	連絡先
源田内科医院	0265-24-1550
その他協力医療機関	

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先
飯田市長寿支援課	0265-22-4511
マスト	0265-23-5722
サン・アイ 福祉部	0265-53-1488
近隣協力者	

2. 連携対応

(1) 事前準備

- ①備蓄品の管理・保守・点検等を行う。
- ②自家発電機(市水加圧用)の保守・点検を行う。
- ③防災訓練を行い、被災時の動きや、備蓄の場所、備蓄計画、BCPの周知を行う。

(2) 入所者・利用者情報の整理

同地区内の事業所に避難する際に、利用者のケアが滞らないようにフェイスシート等の 利用者情報の更新、整理を適宜行う。